

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市教育委員会

教育長 井崎規之

教育長訓令第1号

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程（平成31年教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、並びに」に改め、「総務部デジタル行政推進課長」の次に「及び総務部情報システム課長」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。